

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【公表番号】特表2018-509689(P2018-509689A)

【公表日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2017-539237(P2017-539237)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/22 (2018.01)

A 61 B 5/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/22

A 61 B 5/00 D

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサにより実行されたときに、前記プロセッサに、

診断の閲覧中に医療画像に対して実行されるユーザの行動を監視して、所定の行動パターンの検出を介してコンテキストを決定させ、

前記決定されたコンテキストに従って前記医療画像から及び／又は画像の閲覧設定から所定のデータを関連データとして抽出させ、

前記関連データを1つ以上のそれぞれの所定の骨格に挿入することにより、前記関連データを1つ以上の構造化された文章へと変換させ、

前記1つ以上の構造化された文章のうちの少なくとも1つを診断レポートへと挿入する選択肢をユーザに提供させ、

前記ユーザが前記少なくとも1つの構造化された文章を挿入することを選択した場合、前記構造化された文章を含むように前記診断レポートを修正させる
プログラムを含む、持続型コンピュータ読み取り可能媒体。

【請求項2】

前記プログラムは、前記プロセッサに、前記複数の構造化された文章のそれぞれをメモリに保存させ、前記行動が監視された時間とは異なる時間においてユーザが前記複数の構造化された文章を取得することを可能とさせる、請求項1に記載の媒体。

【請求項3】

前記プログラムは、前記プロセッサに、意味的オントロジーベースの照合処理を用いて、前記関連データを前記1つ以上の構造化された文章に変換させる、請求項1に記載の媒体。

【請求項4】

前記プログラムは、前記プロセッサに、所定の語彙を用いて、前記関連データを前記1つ以上の構造化された文章に変換させる、請求項1に記載の媒体。

【請求項5】

前記プログラムは、前記プロセッサに、前記医療画像の1つ以上において対象領域をユーザが示すことを可能とすることにより前記関連データを決定させる、請求項1に記載の

媒体。

【請求項 6】

前記プログラムは、前記プロセッサに、前記医療画像の1つ以上をユーザが選択することを可能とすることにより前記コンテキストを決定させる、請求項1に記載の媒体。

【請求項 7】

前記プログラムは、前記プロセッサに、音声認識を用いて、前記1つ以上の構造化された文章を診断レポートへと挿入する選択肢をユーザが示すことを可能とさせる、請求項1に記載の媒体。

【請求項 8】

前記プログラムは、前記プロセッサに、前記構造化された文章の生成から所定の時間の後に前記1つ以上の構造化された文章を選択する選択肢を消去させる、請求項1に記載の媒体。

【請求項 9】

前記プログラムは、前記プロセッサに、ユーザが最初に患者の記録にアクセスしたときに前記関連データとして前記患者の識別情報を取得させ、新たに生成される診断レポートへの挿入のため第1の構造化された文章として前記患者識別情報を変換させる、請求項1に記載の媒体。

【請求項 10】

前記プログラムは、前記プロセッサに、診断シーケンスのモデルに基づいて次のコンテキストを予測させる、請求項1に記載の媒体。

【請求項 11】

患者に関連する医療画像の供給源と、
前記医療画像にアクセスする間のユーザの行動を監視する行動監視部と、
所定の行動パターンの検出を介して、前記ユーザの行動に基づいてコンテキストを決定するコンテキスト抽出部と、
前記決定されたコンテキストに従って前記医療画像から及び／又は画像の閲覧設定から所定のデータを関連データとして抽出するデータ抽出部と、
前記関連データを1つ以上のそれぞれの所定の骨格に挿入することにより、前記関連データを1つ以上の構造化された文章に変換する文章生成部と、
診断レポートへ含めるためユーザが前記1つ以上の構造化された文章のうちの少なくとも1つを選択することを可能とするユーザインターフェースと、

前記ユーザが挿入のため前記少なくとも1つの構造化された文章を選択した場合に、前記少なくとも1つの構造化された文章を前記診断レポートに挿入するエクスポート部と、を有する、診断レポートシステム。

【請求項 12】

前記抽出部は、前記複数の構造化された文章のそれをメモリに保存し、
前記ユーザインターフェースは、前記行動が監視された時間とは異なる時間においてユーザが前記複数の構造化された文章を取得することを可能とする、
請求項11に記載のシステム。